

農地法第3条許可申請に必要な書類一覧表

1 申請書(様式は農業委員会事務局に備えています)

	書類名	提出部数	備考
1	第3条許可申請書	3部	譲渡人数+譲受人数+受付分
2	// (別紙)	個人・法人共通	個人申請は2のみ 法人申請は2+3
3	// (別紙)	法人用	
4	営農計画書(別紙)	1部	

※申請者・申請地が複数で1枚目に記入できない場合、別紙様式へ記入して下さい。

2 添付資料(各1部)

	資料名	備考	発行
1	申請地の登記事項証明書 (全部事項証明書・登記官の印影があるものに限る)	面積・所有権の確認	所管する法務局
2	申請地の公図	位置形状等の確認	所管する法務局
3	申請地の位置・見取り図	位置の確認	各自
4	住民票抄本(譲渡人) ※登記簿記載の住所と現住所が異なる場合、 戸籍の附票などの現住所とのつながりが分かり、 同一人物であることを確認出来る書類も添付。	土地登記簿上所有者の 住所と現住所が異なる 場合	居住地の住民課又は 所管する法務局
5	住民票謄本(譲受人) (世帯員全員)	世帯員の確認	居住地の住民課
6	契約書の写し (法第3条第3項による許可を受けようとする者について、 適正に利用しない場合の解除する旨等の記載がある契約書の写し)	解除条件付き (※使用貸借・賃貸借) 許可の場合	各自
7	委任状 (※実印押印の上、印鑑登録証添付)	代理申請の場合	各自
8	耕作証明書(譲受人) ※耕作状況を確認して発行する為、事前に 連絡することをお勧めします。	農業従事の確認 (譲受人が村外在住で 経営地がある場合)	居住地の農業委員会
9	定款の写し・登記全部事項証明(譲受人)	法人の場合 (農業生産法人含む)	各自 管轄する法務局
10	組合員名簿又は株主名簿の写し(譲受人)	農地所有適格法人 (旧農業者生産法人)のみ	各自
11	その他必要と思われる書類		

※1 農業者年金(経営移譲)の関係がある場合は、年金受給者の資産証明書(土地のみ全部)

※2 競売の場合は、買受適格証明・売却決定広告の写し(物件目録・明細書)等

※3 相続未登記の場合は、関係人全ての改正原戸籍と相続系譜図、相続放棄や共有の場合は同意書等

※4 代理申請について行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、業として行うことはできません。(行政書士法第19条第1項)

※5 その他(当該申請が適当なものと証明するに必要となる書類等の提出を求めることがあります)

*書類提出は毎月10日締切とする。ただし10日が土・日・祝日にあたる場合は、翌開庁日まで可とします。

宜野座村農業委員会 TEL(098-968-5102) FAX(098-968-5807)